

北海道碎石だより

北海道碎石経営セミナー特集号
<平成28年10月4日開催>

(一社)日本碎石協会北海道地方本部
電話 011・241・4579 FAX 011・272・4685



平成28年10月4日（火）、道民活動センター「かでる2・7」（札幌市）において『北海道碎石経営セミナー』が（一社）日本碎石協会北海道地方本部、北海道碎石協同組合連合会、北海道国有林採石協会の共催行事として開催されました。

◆開会あいさつ（要旨）◆
北海道地方本部長 岡本繁美

「北海道碎石経営セミナー」の開催にあたり、主催団体を代表し挨拶申し上げます。

本日は、事業最盛期のお忙しい中、道内各地より多くの会員・賛助会員にお集まりいただき、また砂利工業組合からもご参加いただき、ありがとうございます。そして、日本碎石協会本部からご参加いただきました友田専務理事、事務局の方々には、日ごろ私どもへご指導ご支援いただいていることも含め、深く感謝申し上げます。

さて、この「北海道碎石経営セミナー」は、北海道碎石業の発展に向けた会員の取り組みの充実を図るために有識者からのご講演もいたくことを目的に開催するものです。

本年の碎石需要は昨年の厳しい状況に比べれば好転の兆しも見え

るところではあります、需要の低迷、生産コストの高止まり、新規採用の困難など、経営を取り巻く環境はまだ厳しさが続いています。これまで経済情勢や骨材需給情勢が大きく変動するなか、会員企業は並々ならぬ努力を続けておられるところです。政府において一億総活躍社会の実現に向けた取り組みが進められていますが、我々としては、経済施策の効果が北海道の隅々まで届くよう期待しつつも、自らも、経営努力・技術向上を通じた生産性の維持向上と経営の安定化に向けた取組みをしっかりと進め、活力ある地域経済の発展と快適で安全な社会基盤づくりに不可欠な骨材の安定した供給をしっかりと担っていく必要があると考えるところです。

そのための課題は、労働安全の確保はもとより、生産技術の効率化、人材の育成確保、適正単価の維持、など様々あるところではありますが、本日はそれらの課題の中から、公正な取引の確保、人材・雇用の確保、労働安全衛生の確保の3つのテーマを選び、それぞれの分野にお詳しい先生方にご講演をお願いしたところであります。本日貴重なご講演をいただきます講師の方々に心より感謝の意を表すとともに、ご参加の皆様には本日のセミナーがそれぞれの会社経営のご発展にお役に立つことを期待し、開会のご挨拶とさせていただきます。

各講演の内容

セミナーでは3名の講師の皆様にそれぞれ有意義な講演をいただきました。以下、講演の要旨を掲載します（なお、とりまとめの文責は事務局です）

講演I 「独占禁止法からみた協同組合の在り方」

講師：公正取引委員会事務総局
総務課経済係長 安田俊隆
北海道事務所

内容

独占禁止法（「独禁法」）は「自由競争経済社会において、事業者が事業活動を行うにあたって守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制する法律」である。

この独禁法より、「私的独占の禁止（不当な競争者排除による独占維持など）」、「不当な取引制限（カルテル、入札談合）」、「不公正な取引方法（私的独占の予防的規制など）」、「競争制限的な企業結合（合併・買収による独占形成など）」が禁止行為とされている。

また、法第8条において、事業者団体の行為について、「一定の取引分野における競争を実質的に制

限すること」「構成事業者の機能又は活動を不當に制限すること」「事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせること」などの行為が禁止されている。

独禁法に違反した場合には、排除措置（違反行為の取りやめ等）と

課徴金納付（対象商品・役務の売上高に所定の率を掛けた額の納付）の命令が出されることとなつていて（なお、課徴金の額が億単位になることは珍しくない）。



二、「独禁法適用除外となる一定の組合行為の要件」

一定の組合の行為に対し独禁法の適用除外の仕組みがあるが、正しく理解しておく必要がある。

一定の組合の行為が適用除外となるのは、①法第22条に規定されている4つの要件を満たしていること、かつ②法律に基づき設立された組合（連合会を含む）が「組合の行為」として行う行為であること、が条件となつていて、が条件となつていて。

（1）①の4要件とは、⑦「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」、⑧「任意に設立され、かつ、組合員が任意に加

入し、又は脱退することができるうこと」、⑨「各組合が平等の議決権を有すること」、⑩「組合員に対しても利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること」となつていて。

そして、中小企業等協同組合法（「中協法」）に基づく組合については、上記⑦の要件を満たすかどうかの具体的な基準（構成組合員の資本金額等、従業員数など）が中協法（第7条第1項）に定められている。また、その基準を一定程度超えることとなつた場合に⑦の要件を満たすと認められるかどうかについては、公正取引委員会が判断することとなつていて。したがつて、そのような場合には公正取引委員会に届出ることが義務付けられている。

（2）②の「組合の行為」というのは、協同組合として行う共同経済事業など、組合が一事業者として単独で行う行為のことである。共同経済事業と称していたとしてもその実態が伴っていないければ、「組合の行為」にはならず、独禁法の適用除外にならない。この点はよく理解しておく必要がある。

また、「組合の行為」でもそれが、不公正な取引方法を用いる場合や一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に

対価を引き上げることとなる場合も、独禁法の適用除外にならない。

三、事業者団体に対する独禁法の措置事例の紹介

（講師より、独禁法上問題となる事例（4件）と事業者団体に対して独禁法に基づく措置が行われた事例（6件）が具体的に紹介され、どのような行為が問題とされたかについて説明を受けました。）

講演II 「採石業における高齢者の活躍方策」

講師：（株）日本能率協会総合研究所組織・人材戦略研究部

主幹研究員 広田 薫

（講演の冒頭、（一社）日本碎石協会友田専務理事より、人材の確保にどう対応するかが今後の大変な課題の一つであることから、昨年度より採石業高齢者雇用推進事業に取り組み、協会会員にアンケート、ヒアリング調査の協力を得ながら、このたびその成果を『採石業高齢者活躍ドブック』として取りまとめてお伝えいたしました。説明があり、講師の広田主幹研究員に



その取りまとめを担つていただいたとの紹介がありました。)

一、背景

高齢化が急速に進んでいるなか、より多くの人が高齢になつても仕事を活躍できることを推進する目的で「高年齢者雇用安定法」が改正され、従業員が希望すれば原則65歳までは雇用を継続しなければならないこととなつていて。採石業を営む企業が高齢者雇用を推進する際の道しるべとなるよう『ガイドブック』を作成したので、活用してほしい。

二、基本的な考え方　.. 高齢者が支える採石業

高齢者が長年培つてきた技能や知識の蓄積は「熟練」「現場力」(高度で複合的な作業能力)を生み出す。高齢者からこの「現場力」を上手に引き出すこと、次世代に継承していくことが重要である。

そのため、従業員一人ひとりが高齢になつても第一線で働けるよう、若い時から「現場力」身につけさせたり、高齢になつても働きやすい職場環境を作り出すことにより「現場力」を發揮しやすくすることが必要となる。同時に、「現場力を継承していくため、従業員全員が一体感を持つて働くこと

ができるような職場風土を醸成することができるようだ。

三、採石業において高齢者に活躍してもらうための5つのポイント

◆ポイント①『会社が高齢者に求める「人材像」を明示する』

会社にとつてこういう高齢者になつてほしい、という「人材像」を具体化しましょう。高齢者にとっては意欲・責任感が湧くし、若年・中堅社員にとつても自分の目標像として励みになる。企業内の年齢構成や作業分担、個々の高齢者の能力・志向は異なるので、いくつかのタイプの「人材像」を用意しましょう。(例:「山の見方」)

を理解して実践できる人材、状況に応じたプラントの操作ができる人材、経験とノウハウを活かして仕事の段取りを組める人材、など) ◆ポイント②『高齢者の保有する「現場力」を継承し、次世代の育成を図る』

高齢者が「現場力」を十分伝えるために、若年者との「付き合い方」や「仕事の考え方」を高齢者に教えることが必要になつてくら。高齢者と若年者とのコミュニケーションがうまくいかないことが多いが、それでも出てくるので、社長や経営層が間に入つて調整しよう。いつ

承し咀嚼したうえで若年者に伝えといった、職長に「通訳」の役割をしてもらう方法もある。

こうした「現場力」継承の取り組みは、連帯感のある職場づくりにもなり、若年者の入職・定着の促進にもつながる。

◆ポイント③『高齢者一人ひとりが安心・安全に働くための安全対策の徹底、健康管理面の配慮を行なう』

加齢に伴う体力や瞬発力等の低下など高齢者の特性に応じて、若年・中堅社員以上に安全面の対策等についてきめ細やかな配慮が求められる(作業環境の整備、高齢者の知恵の活用、業務経験の浅い高齢者への対処、など)。

さらに、疾病が要因の事故を防ぐためにも高齢者の健康管理をしつかり行なうことが重要だ(視野・視力の変化、平衡感覚・筋力の変化、心理的な変化に配慮した指導。健康診断の受診徹底、健康管理に関する意識の醸成)。

◆ポイント④『高齢になつても安心して働けるような仕組みを作る』

昨年実施したアンケート調査では、どの職種においても「65歳までであればほとんどの方が働き続けができることができる」とする回答が7割を超えていた。また、定年を

65歳に引き上げている企業の割合は碎石業では2割(全業種では1割程度)、また、定年前後の賃金の引き下げは碎石業では2割減とされているところが多い(他産業では3割減)状況にある。

高齢者になつても一定の待遇をするのでしっかりと働いてほしい、というメッセージを発信するため、制度面(定年年齢、賃金・待遇、働き方など)の整備を進めていくことが必要になる。

◆ポイント⑤『経営者と従業員の会話により納得して働いてもらうとともに、従業員同士のコミュニケーションを密にし、職場の一体感を創出する』

以上のような取り組みを進める上で、高齢者のみならず従業員全員が一体感を持って働き、そのうえでそれぞれの役割を全うすることができが会社の発展につながるという意識を共有できる企業風土を醸成することが求められる。

四、その他(相談窓口の紹介)

厚生年金の支給開始年齢の引き上げ、改正高齢者雇用安定法の概要、「在職老齢年金」と「高年齢雇用継続給付」の仕組み、などについても理解しておくとよい。(独立法)高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県支部に相談窓口

(アドバイザー)が設置されるので、利用してみてほしい(北海道支部・011-622-3351)。

講演Ⅲ「経営上のリスク管理に必要な労働安全衛生活動の要点」

講師・㈱マネジメントシステム
評価センター

OHSMS主任審査員 榎本忠剛

一、労働安全衛生活動とリスクアセスメント



労働安全衛生活動の考え方
方は、明治期以降の社会情勢

の動きに合わせながら変化しており、現在では「労働安全衛生マネジメントシステム(OHSM-S)」の考え方が導入され、リスクアセスメントを取り入れた活動が重要になってきている。

業務・作業におけるリスクを受容可能なレベルまで低減させる」とが重要であり、リスクアセスメントとはそのために安全衛生対策を講じた後のリスクレベルが受容可能なリスクなっているかを見極めるためのものである。そして、安全衛生管理の究極の目的である、人命尊重、企業経営健全化、社会的責任を果たし、法令で定められる

ている「安全配慮義務」の観点から、すべての業務で実施して「災害の予防」を積極的に取り組むことが求められている。

二、人為的ミスの発生メカニズム

リスクアセスメントを行う上で大切なことは、人為的ミスの発生メカニズムを理解することである。

人間の行動には失敗がつきものである。労働災害における発生確率「ハインリッヒの法則」に見られるように、大きな失敗には数多くの予兆がある。予兆を無視すれば大失敗につながる。上司との対話、グループでの話し合いの中で「予兆」を取り上げ、対策を話し合うことで大きな灾害を防ぐことができる。

① ミスのメカニズム

「人間は、本質的に人為的ミスを作りしやすい」「あいまいさが原因を作っている」「人為的ミス誘発メカニズムの作用がある」

② 種類

「目学」「知りすぎ」「残像記憶」「気を利かせすぎ」「ずるさ」「心離れ」「イライラ」「見間違い・聞き間違い・勘違い」「疲労・緊張・気の緩み」

③ 原因

「あいまいさ」が人為的ミスの原因であり、作業者にとってのあいまいさを取り除いてやればやる

ほど、人為ミスを減らすことができる。したがって、「決めごと」を作ることが大切だが、決めごとの細密さにはおのずと限界がある。実際の現場では、決めごとを作つたつもりでも「抜け」があつたり、作業者レベルに合致していないなどする。

④ 対応
決めごとが完全でないと「人為ミス誘発メカニズム」がすぐに作動し、忘れたり、やつたつもりになつた人為ミスが発生する。したがつて、人為ミスを完全に防ぐためには、人為ミス発生の兆候(異常)を早期に発見する仕組みと仕掛けが重要となる。また、経験的に人為ミスが発生しそうな作業そのものを「あぶり出し」で、規制措置を予防的にとつていくことが大切である。

◆平成28年11月11日～12日
「一般粉じん関係公害
防止管理者資格認定講習
日碎協(本部)主催

今後の予定

◆平成28年12月8日(木)

「合同理事会

日碎協道本部・碎石組合連合会
会場 東京ドームホテル札幌

◆平成29年2月15日～16日
「採石のための
掘削作業主任者技能講習」

(最後に、あらゆる仕事のベ一スである「5S」の目的と効果、その方法について説明がありまし

た。(5S=整理・整頓・清掃・清潔・躰け)
◆平成29年2月15日～16日
「採石のための
掘削作業主任者技能講習」

※講演II「採石業高齢者活躍に向けたガイドブック」は各支部を通じ会員宛に一部配布いたします。